⑶　構成員の技術的要件等　次の各号の要件を満たすものとする。

①　共同企業体の代表者又は単体にあたっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、次に掲げる基準をすべて満たす「同種工事１」の実績を有すること。共同企業体の代表者以外の構成員にあたっては「同種工事１」又は「同種工事２」の要件を満たす工事の実績を有すること。ただし、共同企業体として施工した実績については、甲型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、出資率が20％以上の場合の実績に限る。また、乙型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、その工事で分担した工事内容の実績に限る。(経常建設共同企業体の実績にあっては、すべての構成員が、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。)。

【同種工事１】・内容：建築物の新築又は増築・用途：庁舎又は事務所・構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造・階数：地上３階建て以上・規模：延べ面積3,000㎡以上

【同種工事２】・内容：建築物の新築又は増築・用途：庁舎又は事務所・構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造・階数：問わない・規模：延べ面積1,500㎡以上

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有してからの営業年数が５年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満の者であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。

⑷　結成方法　自主結成とする。

⑸　出資比率　各構成員の出資比率は、共同企業体のすべての構成員が、30パーセント以上であること。

⑹　代表者要件　代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

①　構成員中最大の施工能力を有する者とする。

②　等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級に決定されている者とする。

③　出資比率が、構成員中最大である者とする。

⑺　共同企業体の協定　共同企業体を結成するため締結する協定書は、「共同企業体協定書（甲型）」によるものとする。

５　資格審査結果の通知

競争参加資格の審査の結果を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

６　認定資格の有効期間

共同企業体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

⑴　契約の相手方となった者　競争参加資格が認定されたときから、工事が完了するときまでとする。

⑵　契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

７　その他

⑴　共同企業体の名称は「那覇空港事務所庁舎新築工事○○・▼▼特定建設工事共同企業体」とすること。

⑵　本公示における競争参加資格の審査申請をする共同企業体が、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する那覇空港事務所庁舎新築工事の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

⑶　申請手続き等について不明な点があれば、３⑴の場所に照会すること。

競争参加者の資格に関する公示

特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）を結成し、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する下記の工事における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年９月７日

大阪航空局長　干山　善幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　027

１　工事概要

⑴　工事件名　大分空港01側進入灯橋梁設置工事（電子入札対象案件）

⑵　工事内容　大分空港進入灯柱の老朽化に伴い、橋梁形式による整備を行うものであり、工場製作工、橋梁基礎工、橋梁下部工、桁架設工、構造物撤去工等を施工するものである。

（上部構造）連続鋼管桁橋　延長約792m

鋼材重量　約719ｔ・鋼９径間連続鋼管桁橋（φ1,200㎜）Ｌ＝約228m・鋼単純下路床鈑桁橋Ｌ＝約64ｍ・鋼３径間連続鋼管桁橋（φ914.4㎜）Ｌ＝約80m・鋼７径間連続鋼管桁橋（φ812.8㎜）Ｌ＝約210m・鋼７径間連続鋼管桁橋（φ812.8㎜）Ｌ＝約210m・手摺設置1,689m・床版架設（グレーチング）1,550㎡・クロスバー、検査路、伸縮装置１式

（下部構造）橋脚29基　鋼管杭118本　総延長約5,177m・鋼管杭（φ900㎜）Ｌ＝約41m　52本・鋼管杭（φ1,000㎜）Ｌ＝約43m　12本・鋼管杭（φ1,200㎜）Ｌ＝約47m　24本・鋼管杭（φ1,500㎜）Ｌ＝約46m　30本

既設進入灯撤去

・既設進入灯施設　22基　重量約158ｔ

⑶　工事場所　大分県国東市武蔵町糸原大海田（大分空港）

⑷　工期　契約締結日の翌日から平成30年12月28日まで

２　資格審査申請書の受付期間

平成28年９月７日から平成28年10月７日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の９時から17時まで。

３　申請の方法

⑴　申請書の交付場所　特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。〒540―8559 大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号大阪合同庁舎第４号館15階　大阪航空局総務部経理課契約係　電話番号06―6949―6206

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。なお、提出場所は⑴に示す申請書の交付場所と同じ。

①　４⑵③及び４⑵④に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

②　４⑶①及び４⑶②の要件を満たすことを判断できる各構成員の工事の施工実績を記載した書類

③　４⑹により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　共同企業体としての資格及びその審査

⑴　構成員の数　構成員の数は、２社又は３社とする。

⑵　組合せ及び構成員の資格要件　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者のうち、上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」での認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民